

第 2 2 号 議 案 品 川 区 乳 児 等 通 園 支 援 事 業 の 設 備 お よ び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

1 改 正 理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）が改正されたことから、府令で定める基準を踏まえ制定している、品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例（令和7年品川区条例第50号。以下「条例」という。）について、府令の改正趣旨を踏まえた改正を行う。

2 改 正 内 容

府令改正に伴う所要の文言整理

3 改 正 案

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施 行 日

令和8年4月1日

【別紙】品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例 令和7年7月11日条例第50号</p>	<p>○品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例 令和7年7月11日条例第50号</p>
<p>(<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の<u>一般的要件</u>)</p>	<p>(<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の<u>一般的条件</u>)</p>
<p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者でなければならない。 (<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の知識および技能の向上等)</p>	<p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者でなければならない。 (<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の知識および技能の向上等)</p>
<p>第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。</p>	<p>第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。</p>
<p>2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (虐待等の<u>禁止</u>)</p>	<p>2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (虐待等の<u>防止</u>)</p>
<p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (乳児等通園支援事業所内部の規程)</p>	<p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (乳児等通園支援事業所内部の規程)</p>
<p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 乳児等通園支援事業の目的および運営の方針 (2) 提供する乳児等通園支援の内容</p>	<p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 乳児等通園支援事業の目的および運営の方針 (2) 提供する乳児等通園支援の内容</p>

改正後	改正前
<p>(3) 職員の職種、員数および職務の内容</p> <p>(4) 乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに乳児等通園支援の提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由およびその額</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項<u>その他の</u>乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項 (秘密保持等)</p>	<p>(3) 職員の職種、員数および職務の内容</p> <p>(4) 乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに乳児等通園支援の提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由およびその額</p> <p>(6) <u>乳児および幼児の区分ごとの</u>利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項<u>ならびに</u>乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項 (秘密保持等)</p>
<p>第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第1節 通則 (乳児等通園支援事業の区分)</p>	<p>2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第1節 通則 (乳児等通園支援事業の区分)</p>
<p>第21条 乳児等通園支援事業は、次のように区分する。</p> <p>(1) 一般型乳児等通園支援事業 乳児等通園支援事業であって次号に定めるものに該当しないもの</p>	<p>第21条 乳児等通園支援事業は、次のように区分する。</p> <p>(1) 一般型乳児等通園支援事業 乳児等通園支援事業であって次号に定めるものに該当しないもの</p>

改正後	改正前
<p>(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業 保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）または家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設または事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）がその施設または事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項または第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。</u>）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条および第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者およびその<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形</p>	<p>(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業 保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）または家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設または事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）がその施設または事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条および第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」を「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、「一般型乳児等通園支援事業者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業者」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者およびその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識</p>

改正後	改正前
<p>等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>